

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年6月3日～2021年6月9日)

令和3年(2021年)6月11日

H E A D L I N E S									
<p><b>政治</b>                      モラヴィエツキ首相、社会経済プログラム「Polish Deal」関連法案を発表                      トゥスク元首相のTVN24番組インタビュー                      ベラルーシの反体制派指導者チハノフスカヤ氏に関するテルレツキ下院副議長の発言及び野党による同下院副議長罷免動議の提出                      ラウ外相のバルト海諸国理事会外相会合出席                      ドゥダ大統領とベラルーシ反体制派指導者との会談                      ラウ外相とランズベルギス・リトアニア外相との会談                      ベラルーシによる「国民統合の日」制定に対する外務省声明の発出                      オバマ元米国大統領の発言に対する政府反応</p>									
<p><b>治安等</b>                      大統領別邸に設置の監視カメラが中国製という報道                      ドヴォルチク首相府長官に対するサイバー攻撃                      EUやポーランドのエネルギー政策に対する抗議デモがワルシャワで開催                      公安庁、ロシア情報機関の協力者を拘束したと発表</p>									
<p><b>経済</b>                      アジアからの小型輸入商品に対する付加価値税の課税                      2022年予算編成方針の閣議決定                      ポーランド産業政策の発表                      模倣品による損失に関する統計                      ポーランドの経済見通し                      ワルシャワ・ウッチ間の高速度鉄道の技術調査                      バルティック・パイプライン建設に関する環境許可の一部取り下げ                      ポーランド初の水素補給ステーションの設置                      国営電力会社、第2四半期中に洋上風力関連の入札を開始                      トルーフ鉱山の採掘を巡る動向</p>									
<p><b>大使館からのお知らせ</b>                      長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意                      欧州でのテロ等に対する注意喚起                      「たびレジ」への登録のお願い                      新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起                      マイナンバーカード取得のお願い                      年金受給者の現況届提出について                      大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ)                      文化行事・大使館関連行事</p>									
<p>在ポーランド日本国大使館                      ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p>									

お問い合わせ先: 大使館領事部 電話 22 696 5005  
 お願い: 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

政	治
内	政

モラヴィエツキ首相、社会経済プログラム「Polish Deal」関連法案を発表【2日】

2日、モラヴィエツキ首相は、社会経済プログラム「Polish Deal」に関し、政府が今後100日間のうちに最優先で取り組む、医療制度、税制改革、年金、住宅、投資等に関する10の法案を発表した。パンデミック後の経済成長政策として、与党「法と正義」(PiS)が先月発表した本プログラムでは、①医療制度、②税制、③年金、④住宅、⑤投資が優先課題として掲げられ、これら以外にも家族・社会政策、農業、教育、環境、サイバー等の幅広い分野に言及がされている。

トウスク元首相のTVN24番組インタビュー【4日】

4日、トウスク元首相は、TVN24の番組インタビューで、ポーランド政界に復帰する準備ができていることを明らかにした。同前首相は、自由、民主主義、良識を夢ではなく事実にするためには、全てを投入する必要があると述べ、かつて自身が党首を務めた政党「市民プラットフォーム」(PO)を過去のものにしないために、最大限の努力をする用意があると発言

した。なお、リディア・スタロン上院議員が人権擁護官に選出された場合に、同元首相が上院議員に立候補するという憶測については否定した。

ベラルーシの反体制派指導者チハノフスカヤ氏に関するテルレツキ下院副議長の発言及び野党による同下院副議長罷免動議の提出【4日及び7日】

4日、テルレツキ下院副議長は自身のツイッターで、ベラルーシ反体制派指導者のチハノフスカヤ氏が、チシャスコフスキ・ワルシャワ市長主催行事に参加予定との報道に際し「もしチハノフスカヤ氏がポーランドの反民主主義的な野党を宣伝し、チシャスコフスキ氏の行事に臨むのであれば、彼女にはモスクワで助けを求めさせ、私たちは、私たちと敵対しないベラルーシの野党を支援しよう」と発言した。これに対し、野党「市民連合」(KO)は、同下院副議長罷免動議を提出し、後に野党「左派」及び「ポーランド2050」も共同で同下院議長罷免動議を提出した。同下院議長罷免動議は、今月24日から25日に下院で審議される予定である。

外交・安全保障
---------

ラウ外相のバルト海諸国理事会外相会合出席【1日】

1日、ラウ外相はビデオ会合形式で実施されたバルト海諸国理事会(バルト三国、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ポーランド、ロシア、スウェーデン、アイスランド、ノルウェー、EUによる地域協力枠組み)の外相会合に出席し、ポーランドは、バルト海沿岸諸国評議会やその他のバルト海地域のフォーマットへの積極的な関与を続けていくことを強調した。同会合では、国際社会が直面している最も重要な課題と、それがバルト海地域に与える影響が議論された。外相らは、2030年までのバルト海地域のビジョンを定めた共同宣言を採択し、バルト海地域を世界で最も持続可能で、繁栄し、革新的で競争力のある地域の一つにするという意味を確認した。

ラウ外相は、特に、風力エネルギーの開発を含む気候、海洋環境の改善、地域における人と人との交流の発展、市民保護や災害対応のための協力などの分野における協力の重要性を強調した。また、同外相は、バルト海地域の安全保障状況が悪化していることを指摘し、人権、法の支配、民主主義、国際法を尊重することが、バルト海地域の安全と繁栄のために不可欠であると強調した。

ドゥダ大統領とベラルーシ反体制派指導者との会談【4日】

4日、ドゥダ大統領は、ポーランドを訪問したベラルーシ反体制派指導者のチハノフスカヤ氏と会談し、ベラルーシの現状やベラルーシ野党の活動に対する支援について議論した。同大統領は、隣国であるベラルーシが民主的で主権のある独立した国家であることを望んでおり、また、ベラルーシの人々には、自分たちが進みたい道を自分たちで決めることができなければならないと強調した。

ラウ外相とランズベルギス・リトアニア外相との会談【7日】

7日、リトアニアを訪問したラウ外相は、ランズベルギス・リトアニア外務大臣と会談し、二国間関係、安全保障、東方政策、地域・経済協力について議論した。両外相は、特にベラルーシとロシアでの出来事に関連して、ポーランドとリトアニアが断固たる姿勢を示すことが重要であると強調した。また、東方パートナーシップ諸国との緊密な協力関係を継続する必要性についても言及した。両外相は、安全保障分野における協力の進展についても評価し、ラウ外相は、NATOの中で重要な役割を果たすブカレスト・ナインの活動にリトアニアが参加していることに感謝を述べた。また、同外相は、三海域イニシアティブ(3SI)を始めとする地域協力の重要性を強調したほか、リト

アニアにおけるポーランド人少数者の教育制度に関する問題についても提起した。

### ベラルーシによる「国民統合の日」制定に対する外務省声明の発出【7日】

7日、外務省は、ベラルーシ当局が1939年にソ連がポーランドに侵攻した日である9月17日を「国民統合の日」として新たな祝日とする決定を行なったことに抗議する声明を発出した。同日は、西ベラルーシの土地がベラルーシ・ソビエト社会主義共和国に併合された記念日としてベラルーシの公式な歴史に明記されている。外務省は、同決定は、地域の非常に困難な歴史を再解釈することを目的としたロシアの行動の一部であり、ベラルーシと近隣諸国、さらには欧州全体の国々との対話と理解を著しく妨げていると強調した。

## 治 安 等

### 大統領別邸に設置の監視カメラが中国製という報道【3日】

ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、ドゥダ大統領のために用意された邸宅に中国ダーファ社（浙江大華技術）製の監視カメラが設置されていると報じた。同邸宅は、クラコフ近郊に所在しており、同大統領が任期を終えた後に居住するために建設されたという。同社は米国政府によって取引規制の対象に指定されているほか、かねてより同社製品にはバックドア機能が備わっていると指摘されている。同紙は、ドゥダ大統領が遠隔操作により監視カメラ映像を確認することができるのであれば、信号がダーファ社の仮想クラウドを経由することになるため、更なる危険性が生み出されると指摘した。同紙が大統領などの要人警護を所管する国家警護局（SOP）に対して、本件について問い合わせたところ、SOPは設備に関する詳細な情報提供は行わないと回答したという。

### ドヴォルチク首相府長官に対するサイバー攻撃【8日】

8日、ドヴォルチク首相府長官は、長官夫妻の私用メールやフェイス・ブックアカウントに対してサイバー攻撃が行われたことをツイッター上で発表した。同長官は、同長官の私用メールから流出した情報はロシアSNSであるテレグラムに掲載されていた点に触れ、機密情報の流出はなかったと述べた。本サイバー攻撃について、同長官は、テレグラムに情報が掲載されたこと、自らが旧ソ連時代に民主化を積極的に支援した人物であるとしてロシア及びベラルーシへの入国が11年間禁止されていることを考慮す

### オバマ元米国大統領の発言に対する政府反応【8日】

8日、シンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣は、オバマ元米国大統領がCNNのインタビューにおいて、ポーランドとハンガリーは民主主義国家から権威主義国家へと変わった旨の発言をしたことについて、同大統領は知識不足であると非難した。オバマ元大統領は、同インタビューにおいて、ハンガリーやポーランドのように10年前には民主主義国家として機能していた国が、今では権威主義になってしまったと述べていた。モラヴィエツキ首相は、ポーランドのイメージを著しく歪めている報道を目にする代わりに、実際にポーランドに来てみれば分かることであり、オバマ元大統領を是非ポーランドに招待したいと述べた。

ると、広範囲の偽情報活動の一端であると見られると指摘した。

### EUやポーランドのエネルギー政策に対する抗議デモがワルシャワで開催【9日】

9日、EUやポーランド政府が掲げるエネルギー政策に抗議するデモがワルシャワで行われた。同抗議デモは、欧州委員会代表部前から開始され、国有財産省、開発・労働・技術省を経由した後、最後は首相府前で行われた。参加者らは、再生可能エネルギーへの移行政策や早急な炭鉱閉鎖を求める欧州司法裁判所の要請に抗議した。また、石炭からの転換は国家安全保障を脅かし、石油や電力の輸入におけるロシアやドイツへの依存を更に高めることになると主張した。主催者側の発表によると、炭鉱夫やエネルギー産業従事者が7,000～10,000人ほど参加したという。

### 公安庁、ロシア情報機関の協力者を拘束したと発表【10日】

10日、公安庁（ABW）は、ロシア情報機関に協力したとして、ヤヌシュ・N（Janusz N）をスパイ容疑で5月31日に拘束したと発表した。ABWによると、同人は、ポーランドやEUなどでロシアの利益となる活動を行っていたとされ、ロシア情報機関に指定された人物からの指示に従い、ポーランドや海外の政治家との接触を試みていたという。6月2日、ワルシャワ地方裁判所は、同人に対して3か月間の拘留を決定した。

## 経 済

### 経済政策

## アジアからの小型輸入商品に対する付加価値税の課税【6日】

財務省によると、7月1日から、アジアからEUに輸入される小型商品に対して付加価値税(VAT)が課税されるようになる。これは、EU規則に沿って行われるもので、これまで22ユーロ未満の商品は課税されずに輸入されていたが、今後は価格に関わらず全ての商品が課税対象となる。これにより、2021年は5億ズロチ、2022年以降は毎年約12億ズロチの追加の税収が見込まれるという。

## 2022年予算編成方針の閣議決定【8日】

8日、政府は2022年予算編成方針を閣議決定した。予算編成の前提となる経済見通しについて、GDP成長率は2021年の3.8%から、2022年には4.3%に上昇すると予測。また、2022年の平均物価上昇率を2.8%(2021年は3.1%)、失業率を5.8%(2021年は7.5%)と予測している。

## ポーランド産業政策の発表【9日】

9日、ゴヴィン副首相兼開発・労働・技術大臣は、ポーランド産業政策を発表した。同政策は、(1)産業のデジタル化、(2)グリーン・ディール及び再生可能エネルギー開発、(3)経済安全保障、(4)投資のロケーション(サプライチェーンの短縮等)、(5)高い能力を有する社会の創出という5つの優先分野に基づき実施される。プログラムの中には、イノベーションや研究開発に対する補助金のほか、政府と産業部門の代表との間で締結されるセクター契約に基づく支援等が含まれるという。対象となるのは、伝統的に強みを有するセクター(自動車、鉄鋼、化学品、家具、製紙)、大きな潜在性を有し発展しているセクター(医薬品、バイオテクノロジー、食品加工、化粧品、建築資材、電化製品、機械、鉄道)、新たな発展可能性を秘めているセクター(造船所、宇宙産業、リサイクル、バッテリー、革新的エネルギー源)、産業向けサービス(IT、ビジネスサービス)の20部門である。

## マクロ経済動向・統計

### 模倣品による損失に関する統計【8日】

民間雇用者連盟レヴィアタンによると、模倣品により、EU加盟国は毎年638億ズロチの歳入を失っているという。特に影響を受けているのは、化粧品・個人ケア商品、ワイン・蒸留酒、医薬品、玩具・ゲーム等の産業で、模倣品により、年間約807億ズロチの売上を失っていると見積もられる。欧州連合知的財産庁(EUIPO)の最新報告によると、近年被害が増加しているのが化粧品・個人ケア商品部門で、ポーランドでは年間19.4億ズロチの損失が生じているという。

### ポーランドの経済見通し【9日】

世界銀行は、ポーランドのGDP成長率について、2021年は3.8%、2022年は4.5%に予測を引き上げた(前回発表時はそれぞれ3.5%、4.3%)。ただし、2023年については前回発表の4.2%から3.9%に予測を引き下げた。なお、PKO BP、Pekao SA、mBank、Credit Agricole等のポーランドの銀行は、今年のGDP成長率について、5%以上に達すると最近予測を引き上げた。

## ポーランド産業動向

### ワルシャワ・ウッチ間的高速鉄道の技術調査【8日】

6日にモラヴィエツキ首相とホラワ新中央空港(CPK)担当政府全権委員は、スペインのIDOM社を筆頭とするコンソーシアムとの協定の署名式に参加した。同社は、ワルシャワからバラヌフに計画中の新中央空港を経由してウッチまでに至る新たな高速鉄道の予備調査立案を担う。

最適なルートを示すために、3,000万ズロチを要する技術面、経済面及び環境面の調査は、10か月で準備し、16か月で地図を作ることとなる。その後、

環境面の判断を含めて必要な許可が出され、詳細設計が行われる予定である。CPK社は2023年に高速鉄道の建設が開始され、4年間続けられると想定しているが、専門家は多くの疑問を持っている。この140kmのルートには、CPKの鉄道計画に配分された1,000億ズロチのうち80億ズロチの費用がかかる。この高速鉄道は時速250kmで走り、ワルシャワ中央駅から新中央空港まで15分、ウッチまで45分で到着することとなる。

## エネルギー・環境

### バルティック・パイプライン建設に関する環境許可の一部取り下げ【4~9日】

2021年5月31日、デンマーク環境保護庁不服審査委員会は、2019年7月に同庁がデンマークを経由するバルティック・パイプラインの陸上区間に対して発行した環境許可証を取り下げた(計画全体の約3

分の1)。環境許可証が発行された当時、パイプラインのルート上に生息する小動物種の生活環境確保のため、更なる対策を講じることとなっていたが、同委員会は、環境許可が下りる前に全ての対策を明確にすべきだったと主張している。これに対し、プシダチ・ポーランド外務次官は、環境問題は非常に重要であ

り、全ての規制を遵守すべきであるが、エネルギー安全保障も同様に重要であり、この2つのバランスを取りながら、プロジェクトを完成させるべきであると述べた上、当該計画は予定通り完成(2022年10月の完成予定)すると付け加えた。一方、デンマーク環境保護庁は、環境許可証の取得には7~8か月程要すると見積もっていると報じられている。また、欧州委員会は、EUのエネルギー・気候政策の一環として共同出資している当該計画を軌道に乗せるため支援すると発表した。

#### ポーランド初の水素補給ステーションの設置【7日】

トヨタのミライ(MIRAI)及び現代自動車のネッツ(NEXO)(いずれも車名)を購入した当地TV局がポーランド初となる水素補給ステーションを私的に設置した。同ステーションはワルシャワに所在しており、トヨタとPGNiG SAは本プロジェクトに協力をした。PGNiG社長は、水素補給ステーションの立ち上げは我がグループの水素プログラムの実施に向けた第一歩であると述べた。

#### 国営電力会社、第2四半期中に洋上風力関連の入札を開始【9日】

ポーランド国営電力会社PGEは、第2四半期に洋上風力発電に関する入札手続き開始をしたいと発表した。同社副社長は、2023年には最終的な投資の決定をする予定であるが、それまでにタービン、変電所、基礎、ケーブルなどの主要部品の入札を実施し、今年第2四半期に入札手続きを開始し、2022年には終了する予定であると述べた。

#### トルーフ鉱山の採掘を巡る動向【8~9日】

8日、チェコ共和国は、欧州司法裁判所(ECJ)の指示に従わず、トルーフ鉱山での石炭採掘を停止しないポーランドに対し、日額500万ユーロの制裁金を科すようECJに申請した(報道によると、チェコが要求した制裁金は、チェコではなくEU予算の財源になるとされている。)。また、チェコ内閣は、本件についてポーランド側と交渉する2人の閣僚を承認した。ポーランド政府は、本件の解決案を今週中にチェコ側に提示予定である。なお、欧州委員会は、本件についてチェコを支援することを発表した。

### 大使館からのお知らせ

#### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

#### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。また、同3月20日からポーランド全域において商業施設やショッピング・モールなどが閉鎖されるなど、防疫措置が再び強化されました。5月1日から段階的に制限措置が解除されており、商業施設やショッピング・モールが再開されたほか、野外におけるマスク着用義務が解除されました。また、5月14日からは飲食店や文化施設などの営業が条件付で再開されます。ポーランド政府は引き続き制限措置を段階的に緩和していく旨発表していますが、今後の感染症状次第で変更もあり得るとも言及していますので、引き続きご留意ください。国家警察本部がマスク着用義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### **マイナンバーカード取得のお願い**

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### **年金受給者の現況届提出について**

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2020/202006/2020061001.html>

### **【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)**

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しく願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

### 文化行事・大使館関連行事

#### **【開催中】展覧会「アイヌの世界 プロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】**

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 プロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びプロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細: <https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislaw-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

#### **【開催中】アートグラフィック展覧会「オリンピック競技」【6月8日～7月9日】**

ワルシャワのポーランド・オリンピック委員会「GALERIA-1」にて、ワルシャワ美術大学友人協会主催によるアートグラフィック展覧会「オリンピック競技」が開催されます。入場は無料です。

開催場所: Centrum Olimpijskie - Polski Komitet Olimpijski, Galeria Centrum-1, Wybrzeże Gdynskie 4, 01-531 Warszawa

詳細: <https://fb.me/e/12iMkdY8P>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

#### **皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

#### **【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsml@wr.mofa.go.jp](mailto:newsml@wr.mofa.go.jp))